

# 伊達市第1次総合計画基本構想



伊 達 市  
DATE CITY

## 目 次

### 第1章 計画策定の枠組み

- I 計画策定の趣旨と役割…………… 1
- II 計画の構成と期間…………… 2

### 第2章 計画策定の背景

- I 社会潮流の把握…………… 3
- II 伊達市の基本課題…………… 7

### 第3章 まちづくりの基本目標

- I 伊達市の将来像…………… 1 2
- II まちづくりの基本理念…………… 1 3
- III 政策展開の基本方針…………… 1 4

# 第1章 計画策定の枠組み

## I 計画策定の趣旨と役割

### ■ 1 計画策定の趣旨

わが国は、少子化に伴う人口減少社会の到来、地方分権<sup>※1</sup>の推進などにより、新たな変革の時代を迎えています。

市町村においては、平成12年4月に地方分権一括法<sup>※2</sup>が施行され、それぞれの地域特性を活かしながら自立と責任の下、新しいまちづくりが求められるなど、基礎的自治体として、その役割はますます重要になっています。

このような状況の下、平成18年1月1日に伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の5町が合併し、新たに「伊達市」が誕生しました。

本市をめぐる環境にも大きな変化が生じており、少子高齢化の急速な進行、産業構造の変化、厳しい財政状況など、重要な課題への新たな対応が迫られています。

また、ますます多様化する市民の行政へのニーズに即応し、市民が豊かに暮らせる魅力あるまちづくりの推進が求められています。

本市の将来像を描くに当たっては、中長期的な展望の下、効果的・効率的な行政運営の推進が必要です。また、これからのまちづくりは市民の参画と協働による地方分権社会にふさわしい自立した地域社会の構築が望まれています。

こうした社会経済情勢に的確に対応し、新しいまちづくりを総合的・戦略的に推進するために合併前の5町で合意された新市建設計画<sup>※3</sup>を尊重しながら、本市の目指すべき将来像を描き、それを実現するための指針として総合計画を策定します。

### ■ 2 計画の名称と役割

#### (1) 計画の名称

本計画の名称は「伊達市第1次総合計画」とします。

#### (2) 計画の役割

本計画は、本市の目指すべき将来像を描き、それを実現していくための総合的・計画的な行財政運営の指針となるもので、次のような役割を有しています。

①本市の各種行政計画の最上位計画となるものです。

②市民と市役所が協働の下に取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

---

※1 国が持っていた権限や財源を県や市町村に移して地域のことは地域で決められるようにすること。

※2 正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」で、地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成11年7月8日に国会で成立、同年7月16日に公布、平成12年4月1日に施行。

※3 合併特例法第5条に基づき、合併協議会が作成・変更するもので、合併後の新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業及び財政計画などから構成されている。

## Ⅱ 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

また、この計画は、行政評価システム※<sup>1</sup>と連動させることにより、計画の進行管理を行います。計画に定める施策や事務事業を評価の対象とし、「施策評価」や「事務事業評価」を実施し、その評価結果を予算に反映させて、それぞれの達成目標を的確に管理していきます。

### ■基本構想

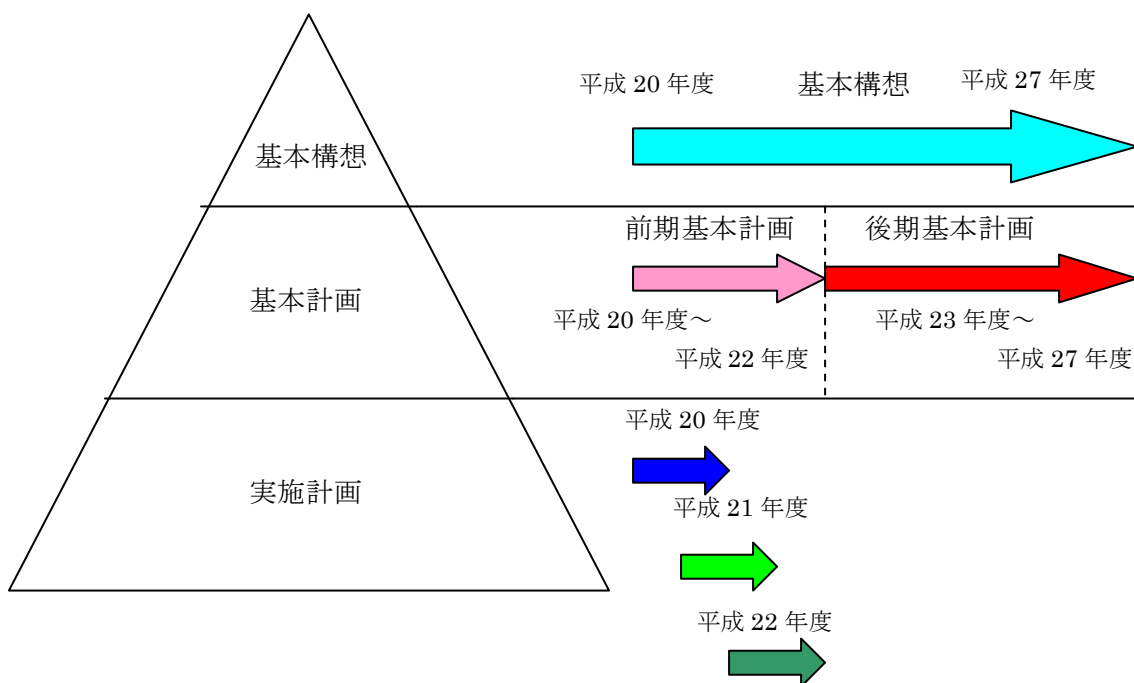
基本構想は、社会経済の状況や本市の現状を踏まえ、本市が目指す将来像と目標を定め、その実現に向けた基本方向を示したものです。平成20年度を初年度として合併時に定めた新市建設計画の最終年次と同じ平成27年度を目標年次とします。

### ■基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、各分野で実施していく施策を体系的に示したものです。社会経済状況の変化への的確な対応を図るため、前期と後期に区分し、その計画期間は、前期を3年、後期を5年とします。

### ■実施計画

実施計画は、基本構想、基本計画に掲げたまちづくりを着実に進めるため、基本計画で定めた施策の展開を図るための事務事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、社会経済状況の変化に迅速に対応するため、毎年度ローリング方式※<sup>2</sup>で見直します。



※<sup>1</sup> 市民のニーズに基づく行政サービスを効果的・効率的に提供するために、行政サービスの効果について、目標を明確にし、客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を、次の企画立案、実施に反映させる仕組み。

※<sup>2</sup> 計画の実施に対して分析・評価、計画の修正、実施というサイクルを繰り返していく手法。

## 第2章 計画策定の背景

### I 社会潮流の把握

#### ■ 1 人口減少社会の到来

---

わが国では、出生率の低下に伴う少子化により、平成17年に戦後初めて人口が減少に転じました。また、65歳以上の人口割合が平成25年には25%※1を超える見込みであり、急速な高齢化が進むと同時に出生率の低下による少子化が依然として続くものと予測されています。

このような人口構造の急激な変化により、医療費などの社会保障費の増大や地域社会の担い手である生産年齢人口※2の減少による地域の活力低下などが懸念されています。

そのため、従来の人口増加を前提とした社会経済システムを見直すとともに、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりや就業機会の提供など、若者の定住を促進する魅力ある地域づくりの推進が求められています。

さらに、高齢者に対する生きがいづくりや健康づくり対策、そしてユニバーサルデザイン※3の推進など、すべての人が心豊かに暮らせる社会の実現が求められています。

#### ■ 2 地方分権時代の到来

---

平成12年4月に施行された国から地方へ権限を委譲する地方分権一括法により、国と県と市町村の関係の見直しが進められ、住民に最も身近な市町村の役割がますます重要になっています。これまでの中央依存体質から脱却し、地域自らが自己責任の下、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが可能になった一方で、地域間競争がもたらされることになり、新たな行政サービスを展開できる行政の体制づくりが強く求められています。

また、「三位一体の改革※4」による地方交付税の見直しなど、地方自治体をめぐる財政状況が厳しさを増す中で、これまで以上に行財政改革を推進し、時代の変化に対応できる組織運営や人材の育成と確保を図ることが急務となっています。

今後、一層多様化する住民の行政へのニーズに対して、効果的・効率的な行政運営を展開し、住民と行政が協働で魅力ある地域づくりを推進する必要があります。

---

※1 資料：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」

※2 15歳以上65歳未満の人口。

※3 はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方。

※4 政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、国庫補助負担金の改革（国の地方公共団体への関与を見直す）、税源移譲（国から地方公共団体へ税源を移譲する）、地方交付税制度の改革（地方交付税に依存する団体がほとんどを占めている状況を見直す、など）の3つを一体的に進めようとするもの。

### ■ 3 価値観・生活スタイルの多様化

---

経済的な豊かさや生活の利便性を目指した時代から、心の豊かさやゆとりある生活など、生活の質を重視する価値観への変化に伴い、住民の生活スタイルは多様化が進み、スポーツや文化活動などに重きを置きたいと考える人や、一方で、コミュニティ活動※1など地域の一員として積極的にまちづくりに参加する人が増加しています。

また、都市型の生活スタイルの広がりやプライバシー保護意識の高まりにより、地域コミュニティの希薄化も懸念されています。

このため、住民一人ひとりの個性と能力を最大限に活用し、それぞれの価値観に基づいた生活スタイルを尊重する社会を形成することが求められています。

### ■ 4 暮らしの安全・安心の確保

---

近年、大規模地震や台風による風水害などの自然災害が相次いで発生しています。

また、子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件、住民の暮らしを脅かす凶悪犯罪が全国的に多発しており、安全・安心への意識は高まっています。

さらに、有害化学物質などによる健康被害、食品の不正表示など、健康と食品の安全性への関心も高まっています。

そのため、地域の安全は地域全体で守るという視点に立ち、住民一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、地域と行政が連携し、それぞれが役割分担をしながら安全・安心が確保された地域づくりのシステムを構築していくことが求められています。

---

※1 コミュニティ：人々が協働意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団、地域社会。

## ■ 5 環境問題の顕在化

---

今日の経済社会の急速な発展に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、河川や海洋の水質汚染、森林破壊など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

また、石油などエネルギー資源の減少などの諸問題も顕在化しています。

そのため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の企業活動や生活スタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会をつくることが求められています。

それには、住民一人ひとりが問題意識を持ち、省資源、省エネルギー、リサイクルなどをさらに推進するとともに、住民、企業、行政など、あらゆる主体がそれぞれの立場で環境への責任を自覚し、連携しながら地球環境の保全活動に取り組み、美しい自然を次世代に引き継ぐことが求められています。

## ■ 6 産業構造と雇用環境の変化

---

わが国の産業は、経済のグローバル化<sup>※1</sup>の影響もあり第1次、第2次産業の割合が低下する一方でサービス業などの第3次産業の割合が年々高くなっており、その構造を大きく変化させています。とりわけ地方においては、競争の激化や産業の空洞化により地域の産業基盤が弱体化しており、地場産業の振興や後継者の育成が課題となっています。

また、終身雇用制や年功序列型の雇用形態の見直しにより、パートやフリーター<sup>※2</sup>など低賃金の非正規雇用労働者が増加するなど、いわゆる格差社会が顕著となっています。

さらに、就学、就業、職業訓練のいずれもしていない「ニート」と呼ばれる若者の増加も深刻化しており、新たな雇用の場の確保とともに、若者の就労意欲の向上を図ることが急務となっています。

---

※1 これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程。

※2 15歳以上35歳未満の若者（学生と専業主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣労働者などを含む）及び働く意志のある無職の人。

## ■ 7 グローバル社会と高度情報化社会の進展

---

輸送手段の進歩やインターネットなどの情報通信技術の発達により、人・物・情報の交流が急速に拡大しています。経済は国境を越えた大競争時代を迎え、諸外国との交流も国家間から地域間、市民レベルへと進展しています。

このような交流により異文化に接する機会やビジネスの機会が増えるため、国際的な視野で物事を考え行動できる人材の育成が求められるとともに、地域社会においては、地域の特性を再認識し、さらに魅力ある地域づくりを進めていくことが求められています。

また、情報通信技術の発達は産業、経済、行政、教育、医療、福祉など、社会のあらゆる分野に及び、それぞれの分野で新たな可能性が生み出されています。

その一方で、情報通信基盤の整備水準や利用者の技能水準によっては情報格差が生まれることも懸念されています。

また、個人情報の大量流出やインターネットを使用した犯罪が問題になるなど、個人情報の保護とセキュリティ対策が重要な課題となっています。

## ■ 8 協働のまちづくりの時代へ

---

社会の成熟化に伴い、住民の行政へのニーズはますます多様化し、高度化しています。地域の課題に的確に応えていくためにも住民、NPO<sup>※1</sup>、企業が積極的に参画する協働型のまちづくりが求められています。

まちづくりの主役はそこに住む住民であり、積極的にまちづくりに参画していこうという気運の醸成と「自分たちのまちは自分たちでつくる」という一人ひとりの主体的な参画が必要となっています。

そのため、住民参画の機会を一層拡充し、住民と行政が果たすべき役割を明確にし、一体となってまちづくりを推進することが課題となっています。

---

<sup>※1</sup> Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織。



## Ⅱ 伊達市の基本課題

### ■ 1 地域のまちづくりの継承・発展と協働のまちづくり

---

平成18年1月に5町が合併して誕生した「伊達市」では、市域の速やかな一体化と地域の均衡ある発展が求められるとともに、多様化する市民の行政へのニーズに応えるために、これまでのきめ細かな行政サービスの維持と個性豊かなまちづくりを行うことが求められています。

また、それぞれの地域の個性が失われないよう、これまで地域が進めてきたまちづくりの成果を継承し、発展させるとともに、自主・自立という自治の精神の下、市民と行政が協働して少子高齢化や地方分権などの時代の潮流に対応したまちづくりを進めることが必要となっています。

### ■ 2 少子高齢社会に対応した安心できる生活環境の形成

---

本市では、少子高齢化が今後も一層進行すると予想されます。将来推計からも年少人口※1は平成17年の9,714人から平成27年には7,751人へと、約2,000人が減少する一方、高齢者人口は平成17年の17,496人から平成27年には19,346人へと、約1,900人が増加すると推計されています。このため、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちが健全に成長できる環境と若者が定住できる環境の整備、雇用場の確保、高齢者の生きがいづくりなどが、これまで以上に必要になってきます。平成19年2月に実施した市民意識調査においても、少子化に歯止めをかける取り組みや若者の都市部への流出を減らす取り組み、高齢者福祉に対する期待が高くなっています。市民が安心して子どもを生み育てることのできる環境を形成し、すべての市民が生きがいを持ち、うるおいのある暮らしができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、地域に根ざした総合的な施策を展開していく必要があります。

また、地震や洪水などの災害に備えた防災体制の拡充、交通安全対策、防犯対策の充実など、安全・安心に暮らせる生活環境の形成を図る必要があります。

---

※1 15歳未満の人口。なお、将来推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムを用いて、事務局が推計。

### ■ 3 価値観の多様化に対応した心の豊かさを実感できる環境の形成

---

将来を担う子どもたちが、健全に、心豊かに成長できるよう、学校における教育内容と教育環境を充実していく必要があります。また、学校と地域の連携の強化や地域コミュニティへの参加機会の創出などにより、子どもたちと地域とのかかわりを深めることが必要となっています。

また、市民の生活の質を高め、心豊かな生活を送ることができる環境を形成するため、生涯学習活動や芸術・文化活動の充実、地域間交流を推進していく必要があります。

さらに、心身ともに健康な生活を実現するため、スポーツ・レクリエーション※1をはじめとする生活環境の充実に努める必要があります。

### ■ 4 地域産業の振興・育成

---

本市の産業は、国際競争の激化などから厳しい経営環境となっており産業全般にわたる後継者不足や、経営基盤の弱体化などの課題を抱え、雇用の場の不足、若年層の流出という問題を引き起こしています。

そのため、ニットなどの既存産業の経営体質向上や高度化などに取り組むとともに、地域資源を活かし、この地域に特化した産業を育成するなど、活力ある産業を創出することが求められています。

また、若者の雇用と定住の促進につながる企業誘致や魅力ある商業空間づくり、商店街の活性化も課題です。

農林業については、付加価値が高く環境に優しい生産物の振興を図るなど、特色ある産地づくりを進めて競争力と販売力を強化し、販路の拡大を図る必要があります。

また、消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給に向けて、消費者、生産者、食品産業の連携を図り、地産地消※2を推進することが求められています。

さらに、緑豊かな本市の特徴を活かして、自然や農作業体験などを楽しむグリーン・ツーリズム※3を推進するなど、都市と農山村の交流による地域の活性化が求められています。

---

※1 幼児から高齢者まで、生涯を通して、誰でも気軽に楽しんで行うことができるスポーツ。

※2 「地元生産―地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

※3 緑豊かな農村漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

## ■ 5 快適で便利な生活基盤整備

---

県北都市計画区域に含まれる北部地域（伊達・梁川・保原地域）においては、下水道などの都市施設の整備が進められ、そのほかの地域では上水道などの都市施設の整備が急がれています。

快適で便利な生活環境を形成するためには、地域全体がそれぞれの特性を活かしつつ、生活を支える社会生活基盤の整備と充実を図ることが必要です。特に、地域内の交流を促進するための生活道路、地域間を連結する幹線道路<sup>※1</sup>など、交通網の整備を行うことが重要となっています。

また、高齢化の進行により日常生活における移動手段としての公共交通の確保が求められており、鉄道を核に地域や公共施設を結ぶ交通ネットワークの充実が必要となっています。平成19年2月に実施した市民意識調査においても公共交通の充実を望む声が多く、市民が快適に移動できるように公共交通の空白地域や不便地域を解消することが求められています。

さらに、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを進めるためには、景観の保全や美化、緑化などの推進が求められています。

## ■ 6 広域的な連携・交流の推進

---

交通環境の向上に伴い市民の生活圏は大きく拡大しており、本市では、通勤・通学、買い物、通院などの生活面、そしてゴミ処理や、し尿処理などの行政面において、福島市をはじめ隣接する市町村と深いかかわりを有しています。

これら隣接する市町村との交流や連携をより一層強化するため、広域的な見地に立った、道路ネットワークの形成や公共交通の充実を図る必要があります。

また、豊かな自然環境や、ゆとりある生活環境などの地域特性を活かした機能の充実を図り、福島県北の一翼を担う地域としての振興と発展を図る必要があります。

---

<sup>※1</sup> 原則2車線道路であり、集落相互を連絡する生活関連道路の骨格を構成し、主要幹線道路（高速道、一般国道など）を補完するものでアクセス機能や走行の円滑性、快適性を重視した道路。

## ■ 7 自然環境の保全と有効活用

---

本市は、土地利用のうち森林が 38.4%※1を占めており、国史跡及び名勝に指定されている霊山県立自然公園※2をはじめ、豊富な自然環境に恵まれています。

自然環境の保全は地球規模の課題となっており、本市の貴重な資源である森林、河川などの保全に努める必要があります。

また、自然との調和に配慮しつつ、林業をはじめ、レクリエーションや憩いの場、観光など、森林の利活用を促進する必要があります。

さらに、温暖化が原因と思われる様々な自然現象が地球規模で発生しており、市民一人ひとりが暮らしのあらゆる場面において環境に対する負荷の低減に努め、自然と共生する循環型社会※3を形成することが求められています。

## ■ 8 高度情報化社会に対応した行政サービスの維持向上

---

インターネットや携帯電話の普及など、情報通信技術の飛躍的な進歩に伴う情報ネットワーク社会の急速な拡大は、市民生活の面でも大きな変化をもたらしており、より一層の情報通信基盤の整備が求められています。

このため、各種申請手続の電子化とオンライン化の推進など、効果的・効率的なサービスの提供に向けて、中心地域と周辺地域との情報格差解消など、電子自治体構築※4に向けた対応が必要です。

---

※1 資料：福島県統計年鑑 2007

※2 すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、自然公園法に基づいて指定される公園。

※3 大気、水、緑、エネルギーなどについて、自然界の持つ循環機能の作用を健全に保ちつつ、廃棄物の抑制や資源の再使用、再生利用など環境負荷の少ない構造を持つ社会。

※4 電子自治体：情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し、市民や事業所などに対し各種行政サービスを行う自治体。

## ■ 9 市民参画の推進

---

多様化・複雑化する市民の行政へのニーズに的確に対応するため、市民と行政が共に考え、情報の共有化を進め、それぞれの役割と責任を明確にしながら、市民の創意や工夫を活かした市民協働参画社会の実現を目指していく必要があります。

市民一人ひとりの自治意識の醸成を図るとともに、市民、市民団体、地域自治組織、企業、行政がお互いに信頼関係を築きながら、まちづくりのパートナーとして連携していくことが求められています。

## ■ 10 自立できる行財政基盤の確立

---

三位一体の改革による地方交付税の削減と税源移譲が進む中、少子高齢社会へ向けた多様な市民の行政へのニーズに対応するため、自立した財政基盤の確立や効果的・効率的な行財政の運営が重要な課題となっています。

このため、より一層の行財政改革を推進し、財政の健全化を図るとともに、効果的・効率的な行財政システムの構築が求められています。

## 第3章 まちづくりの基本目標

### I 伊達市の将来像

私たちは、平成27年度に実現を目指す本市の将来像を次のように定めます。

#### 【将来像】

**“伊達 織りなす未来 ひとつの心”**

本市は、古くから大切に育まれてきた、かけがえのない自然、優れた文化や伝統といった地域資源が充実し、人と地域を結ぶ心が大きく広がっているまちです。

また、阿武隈高地の山々や阿武隈川、その流域に広がる肥沃な農地など、豊かな自然環境に恵まれています。農地からは桃をはじめ、高品質で多様な果物や野菜が生産され、福島県内屈指の農作物の生産地としての地位を築いています。

さらに、東北自動車道や福島市への隣接性など、都市機能の利便性・多様性にも恵まれ、経済活動においても南東北及び福島地方広域圏域において重要な位置を占めています。

本市は、これらの個性や魅力を基に、福島県北地域の未来を拓く理想のまちを目指します。

それは、人とひととのつながりを育むあたたかいまちです。田園や里山に抱かれたのどかさや都市的な利便性を兼ね備えた環境の下で、喜びを持って働き、健康で心豊かに暮らせるまちです。そして、未来を担う子どもたちが健やかに成長するまちです。市民はもとより来訪者にも安らぎを与えることができるまちです。

## Ⅱ まちづくりの基本理念

前述の「本市の将来像」を踏まえ、本市のまちづくりを展開するうえでの基本理念（基本的な取り組み姿勢）を次のように設定します。

### 人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち

本市のまちづくりは、自然や文化、都市施設などのこれまで地域が育んできた個性や資源を最大限に活かすことを基本に考えます。

そのために、それぞれの地域特性を再認識し、お互いを補完しあい、地域と地域が連携したまちづくりに取り組み、次代を拓く新たな魅力の創造を目指します。

また、本市は、福島市をはじめ隣接する市町村と住民の生活や行政などにおいて密接なかかわりを有しています。今後も、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、県北地域の未来を担う都市としての位置付けを高めるまちづくりに取り組みます。

計画段階からの市民意向の把握・反映、または地域のボランティア団体や地域コミュニティ組織との協力体制の構築など、市民参画によるまちづくりを基本に考えます。

行政は、市民が求めるまちの将来像を実現するために、最少の経費で最大の効果が得られるよう、公共的な事業やサービスを実施し、提供するための舵取りを行う経営体へと変化することが求められています。

そのため、市民の主体的活動、ボランティア、NPO、企業などの特性を活かしながら、それぞれとの協働により公共的な事業やサービスを実施し、提供できる体制を構築することを基本に考えます。

### Ⅲ 政策展開の基本方針

将来像である“伊達 織りなす未来 ひとつの心”を目指すために、以下に示す7つの政策に沿って施策を展開します。

#### 政策1 地域の魅力を育み、個性かがやくまちづくり

本市は、5つの町が合併してできた新市ですが、気候や文化、風土、生活圏に大きな違いはありません。しかし、それぞれに独立した自治体として「まちづくり」を進めてきたことから、積み重ねてきた伝統、各種の行政サービス、それぞれの固有の資源や特性を活かしたまちづくりなどには違いがあります。新市のまちづくりにおいては、5町のまちづくりの成果を継承してその融合を図り、さらに発展させることが大きな目標となります。

一方、日本の社会は大きな転換期にあります。少子高齢化はさらにそのスピードを速め、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。本市も例外ではなく、これらは、市民生活に深いかかわりを持つ福祉や年金、医療などの社会保障制度、ひいては市の財政にも大きな影響を与えることになります。

また、もう一つの大きな変化が「地方分権」です。これまで国に集中していた権限や財源を地方に移し、地方のことは地方で決める地方分権の取り組みが加速する流れの中で、本市にも自主・自立の行政運営が求められています。

このような大きな変革の時期において、本市が自立した自治体として存続し、市民が豊かに暮らすためには、市民主体によるまちづくりと、市域の一体性を高めるまちづくりの推進が必要です。そこに住む人たちの思いは様々ですが、合併し、同じ市域に住むことで、地域組織の「結」として培われた固有の価値観などを残しながらも、共通の思いや課題が徐々に醸成されるものと思います。合併したメリットを最大限に活かすためにも、それぞれの地域の個性を大切にしながら、「5つ」の資源や特性、可能性を最大限に活かし、市民が一体となったまちづくりを進めます。

北部地域の都市の利便性、南部地域の阿武隈山系の豊かな自然など、市内のあらゆる地域資源を連携させることによって生まれる新しい魅力を県内外に広く発信し、本市を訪れ、滞在する人を増やす必要があります。

それぞれの地域においては、自治会をはじめとして、ボランティア、NPO、企業などが様々な活動を行っています。これらの組織や地域の人々の連携と協力を一層推進することは市民の力がさらに地域のために活かされることになります。自らの地域のことは地域で決め、同じ地域に住む人たちが協力して、自分たちの住むまちを豊かに、暮らしやすくする、そうした本市独自の地域自治システムの構築が求められます。

個々の地域特性を活かしながら、それぞれの地域の魅力を育み、個性かがやく活力ある「伊達らしさ」を目指したまちづくりを進めていきます。



## 政策2 安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化の進行、地域経済の低迷、地域の連帯感の希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は厳しい状況です。誰もが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するためには、地域住民が共に支え合い、助け合う社会を形成することが大切です。

まず、みんなで支え合う福祉のまちづくりを理念に、市民参加によるボランティア活動の支援など、地域における福祉サービスの充実を図り、地域福祉基盤の確立に努めます。

また、安心して歳を重ねることができ、生きがいを感じられるまちづくりを推進するため、壮年期からの健康づくりや介護予防の充実を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を促進し、高齢者に対するサービス提供基盤の整備と質的向上に努めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めるため、生涯を通じた支援体制の充実を図り、相談体制、生活環境の整備、雇用・就労の推進など、基盤の整備に努めます。

一方、少子化対策は、早急に取り組むべき重要課題であり、経済的支援、就労支援、保育サービスの充実など、少子化の流れを変える政策が求められています。

そのため、地域ぐるみで安心して子育てしやすいまちづくりを目指し、健康で明るい家庭を目標に子どもたちが健やかに成長できるよう、教育の充実、子育て家庭の連携、安全確保など、地域におけるネットワークづくりを推進し、子育てが安心して快適なものとなるように行政、家庭、学校、地域、企業の相互協力による子育て支援の取り組みを推進します。

健康はすべての活動の源泉であり、何ものにも代え難い大切なものです。市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう、各種検診などの予防対策といった「二次予防※1」にとどまらず、生活習慣病予防※2と介護予防に効果のある運動など、健康増進を図る「一次予防※3」に重点を置いた健康づくりシステムを構築します。また、市民がいつでも適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化します。

幸せな日常生活を奪う事故や災害は、恐ろしく、また悲しいものです。このため、災害など不測の事態に備えて、避難場所の周知や施設及び非常時の指揮連絡体制の整備を進めます。

また、市民、事業者と行政が協力して、すべての市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりの交通安全、防犯に関する意識を向上させていくことが極めて重要であることから、事件や事故が起きないよう普及活動を充実させ、その対策に取り組んでいきます。

※1 疾病や傷害を検診などによって早期に発見し、さらに早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や傷害の重症化を防ぐ対策をとること。

※2 生活習慣病：がん、心臓病、糖尿病、脳卒中などの総称で、かつては一般に「成人病」と呼ばれていたが、低年齢化が進み、また、食生活などの生活習慣の影響が大きいことから、近年は「生活習慣病」と呼ばれている。

※3 病気になるように、普段から健康増進に努めること。

### 政策3 豊かな心を育むまちづくり

生活スタイルの変化に伴い、市民の間には、ゆとりや生きがいを求める学習意欲が高まっており、市民の誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも自由に学ぶことができる環境づくりが求められています。このため、市民が自主的・主体的に学び続け、身に付けた知識や経験を家庭や学校教育、地域における様々な場面で役立てることができるよう、学習機会の提供と生涯学習の支援に努めます。

また、核家族化<sup>※1</sup>が進行し、本市においても地域社会の中で人とひととのつながりが希薄になっています。社会性に富み思いやりのある豊かな心をもった子どもを育むため、学校と家庭、地域が一体となった取り組みを推進します。

少子化の進行による人口減少社会を迎え、本市でも小規模校が増加する傾向にあります。このため、将来を見据えた適正規模の学校の配置について検討を進め、「元気な子どもが増えるまちづくり」の実現のため、ソフト・ハード両面から学習環境の整備と充実を図ります。

あわせて、子どもたちが充実した学校生活を送る中で、自ら学び自ら考える力を育て、郷土愛や協調性をもった豊かな人間性・社会性を育むことができる学校教育の充実に努めます。

また、幼稚園、小学校、中学校の連携を図り、子どもたちが確かな基礎学力を身に付けられるようにするとともに、知育・徳育・体育の調和のとれた教育活動の推進に努めます。

さらに、芸術・文化活動の振興を図るため、優れた芸術・文化にふれる機会を充実させるとともに、地域の特色ある生活文化・伝統文化の振興を図るため、文化活動拠点施設の効果的な活用や文化活動に関する情報提供を行うなど、多くの市民が芸術、文化、歴史遺産に親しむことのできる環境の整備を進めます。

近年、健康づくりや体力づくり、余暇活動の一環として、スポーツに対する市民の意識が高まっています。スポーツやレクリエーションを通して、健康の保持増進、体力の向上、心の健康づくりを推進するとともに、青少年の健全育成、市民の世代間・地域間交流を促進し、活力ある地域社会づくりを推進します。

さらに、国際化の進展に即して、多様な国際交流活動を推進し、異文化の理解や国際化に対応できる人材の育成に努めます。

また、地域間交流においては、本市の特性である自然環境、観光資源、伝統文化などを活かした広域連携や他地域との交流を推進します。

---

※1 一組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族が増えること。

## 政策4 活力みなぎるまちづくり

本市の就業人口は、団塊の世代の退職などにより近年、減少傾向にあり、地域産業の担い手不足による活力低下が懸念されます。このため、雇用の場を確保し、若者の定住を促すとともに、農林業や商工業における地産地消の奨励など、地域産業の活性化を図り、地域全体の経済力を高める取り組みを進めることが求められています。

本市の農業は、大規模経営が少ないものの、果樹と野菜を中心とした複合経営が中心となっており、県内有数の園芸作物生産地を形成しています。特に桃は全国有数の産地として知られ、本市の農業の重要な基幹作物の一つです。一方で、就業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加が課題となっています。これらの解消のため、認定農業者<sup>※1</sup>など担い手の育成と確保、新規就農者などの受け入れ態勢の整備とともに、農道や林道、ほ場整備<sup>※2</sup>など、生産基盤の整備と生産施設の整備・近代化を進めます。

また、消費者の食の安全・安心への関心の高まりから消費者ニーズにあった農業生産体制の確立に努めるとともに、生産者と消費者を結ぶ仕組みづくりを支援します。

一方、林業については、キノコ類を中心とした林産物の生産振興、生産に必要な森林資源の確保、森林荒廃を未然に防止することが課題となっています。そのため、水源かん養機能<sup>※3</sup>、生態系の保全など、森林の果たす多面的な機能を保持し、林業の振興に努めます。

空洞化が進む商店街については、5つの地域ごとに存在する商店街がそれぞれの地域の特性を活かし、独自の商品やサービスの提案による魅力の再生を図るとともに、個人やNPOなどの市民団体による様々な活動を支援することにより、商業機能だけではない、「遊び」、「学び」、「癒し」などの“場”としての魅力を発信し、多くの人が集い、行き交う、賑わいのある商店街の形成を促します。

また、若者を中心とする購買層の市外への流出を防止するとともに、本市の商業の活性化を図るため、商業機能に加え複合的な都市サービス機能を有する利便性の高い市街地の形成に向けた取り組みを推進します。

工業については、ニットなどの地域産業の付加価値の拡大やブランド化<sup>※4</sup>を進めるとともに、新たな特産品の開発をはじめとする市産品の振興や既存企業の技術力の向上など、競争力の強化に向けた取り組みを支援します。

また、市内には、交通アクセスや自然環境に恵まれた工業団地があり、時代のニーズに応える電子機器関連の最先端企業をはじめ、多くの企業が進出しているものの、さらに雇用の場を確保するため、引き続き企業立地を促進します。

さらに、本市には、伊達氏発祥の地として知られる貴重な史跡が数多く残っており、また、霊山をはじめとする自然、個性的な景観など、潜在的な観光資源があります。一方で域内公共交通、宿泊施設の不足などの問題から観光客の増加には至っていないため、様々な媒体を利用した観光情報の提供に努めるとともに、観光ニーズに即した施設の整備を進めることが課題となっています。そのため、多様な地域資源を活用し、市民をはじめ本市を訪れる誰もが「心の豊かさ」を感じられるような、魅力あふれるまちづくりを目指します。

※1 農業経営の規模拡大や合理化などを目指し、自らの創意工夫による農業経営の改善計画を策定して、市町村から認められた農業者。

※2 効率的な農業や農村生活の改善を目的に、田畑を区画整理により集積するとともに、農地周辺の水路や道路などを一体的に整備すること。

※3 森林の土が雨水を蓄えたり、浄化してくれる機能。

※4 商品の個性化と特徴化を図りながら、品質的にも一定水準に高めて銘柄をつくっていくこと。

## 政策5 快適で便利なまちづくり

高度経済成長を経て、人々は、経済的豊かさと利便性の追求だけでなく、心の豊かさやゆとりある生活を求めるようになりました。それに伴い生活スタイルの多様化が進み、生活環境に対する需要も多岐に渡っています。

また、少子高齢社会が到来したことにより、住環境や交通にユニバーサルデザインなどの新たな需要が生まれています。

これらの市民の要望を実現し、快適で便利な生活環境を形成するためには、社会生活基盤の整備と充実が不可欠であり、各地域それぞれの特性を活かした均衡ある発展が求められています。

そのため、通勤・通学、買い物など、人々の移動や物流がスムーズに行われるよう、地域間の連携と交流の基盤となる道路ネットワークの充実に向けて、国・県道の整備を促進するとともに、それを補完する市道幹線道路の整備を進めます。

さらに、より生活に密着した地域内道路の整備や既存道路施設の効率的な利用、安全性の向上に配慮した維持や補修などを計画的に推進します。

また、駅及び駅周辺の整備を進めるとともに、鉄道をはじめとする公共交通の充実強化と利便性の向上を図り、市民の足である公共交通の利用促進と安定確保に努めます。

今日、市民が行政情報、生活関連情報を入手する手段としてインターネットの活用は欠かせないものになっています。このため地域間の情報格差を緩和する高度情報通信基盤の整備促進を国、県、事業者と働きかけるとともに、情報利活用能力の向上を目指した情報学習機会の充実に努めます。市のホームページやケーブルテレビ※1での行政情報の提供については、市民の行政へのニーズに沿った情報の種類拡大と分かりやすさに配慮した内容の充実に努めます。

豊かな自然と調和した快適で魅力あるまちづくりを進めることは、良好な居住環境を形成するための条件です。このため、都市計画及び土地利用計画を定め、市民と行政が自然を活かしながら連携して総合的・計画的な土地利用を推進し、秩序ある開発によって、地域の特性を活かした自然的・文化的景観の保全と形成に努めます。

快適な生活に欠くことのできないライフライン※2である上水道については、未普及区域の解消に向け効率的な整備手法を検討し、給水区域の拡大に努めます。また、施設の老朽化に伴う更新、危機管理体制の強化、水道施設の災害対策の充実を通して、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。

また、河川などの水質保全を図るため、下水道や農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及を地域特性に応じて効果的に推進し、快適で安心できる水環境の形成に努めます。

※1 ケーブル（同軸ケーブルや光ファイバーケーブルなど）を使用した有線放送のテレビ。

※2 電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な諸設備の総称。

## 政策6 自然と共生するまちづくり

本市には、生活・歴史・文化の源となっている阿武隈川や霊山などの貴重な自然が数多く残されています。これらの貴重な自然環境を保全するためには、市民に対する自然保護意識の共有化や美化運動の推進などの取り組みを通して、自然環境に対する意識の高揚を図り、山林や河川などの自然環境の保全や、ふれあいの場としての利活用など、自然と共生したまちづくりを進めることが重要です。そして、豊かな自然を次の世代へと大切につなぎ、自然と調和した循環型社会の形成を図る必要があります。

まず、市街地においては、市民が地域で安心して暮らし続けるための住環境の充実に向けて、既存の都市施設を活用しながら効果的な生活基盤の整備を進め、自然にふれあうことのできる空間を創出し、安全・安心で快適な生活のできるまちづくりを目指します。

また、人が集まる市街地ばかりでなく、農業地域の田園風景、中山間地域の畑と森林、山ひだを流れる小河川、阿武隈川の水辺空間など、豊かな自然環境との調和に配慮したまちづくりを進めます。

このまちづくりの推進に当たっては、街並みや景観の保全、農村集落の衰退を防ぐための農用地の保全、多くの公益的機能を有する森林の保全など、地域の人々にとって潤いのある自然環境を守ることも求められています。

自然環境を守っていくためには、法令や基準だけでなく、自治組織の育成と地域での自主的な取り決めや新たなルールが必要です。そのような状況に対応するため、市民や企業、行政などが連携して計画的な土地利用や秩序ある開発を図ります。

また、環境共生の面からは家庭などから排出される廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化などの対策が求められています。廃棄物の発生を抑制してリサイクルを促進するためには、市民、企業、行政などのそれぞれが役割を明確にして循環型社会の構築に向けて取り組むことが必要であり、一人ひとりの環境負荷の軽減を目指して省エネルギーの積極的な推進や新エネルギー<sup>※1</sup>の普及を図ります。

環境保全の推進については、身近な自然環境に親しみ、環境に対する意識の高揚を図ることが大切です。そのため、子どもたちへの環境教育の場の提供や市民及び企業などと環境意識の共有を図り、自然と共生するまちづくりに取り組みます。

<sup>※1</sup> 石油に代わるエネルギーを指し、太陽光、太陽熱、風力、雪氷冷熱などの自然エネルギーや、ごみや木くずなどを利用するリサイクルエネルギーの総称。

## 政策 7 協働の自立したまちづくり

少子高齢化、情報化、生活スタイルの多様化などが進行している社会状況は、様々な課題を生み出し、従来の発想にとらわれない、柔軟できめ細かな公共サービスの提供が求められています。こうした課題に対応するために、「自分たちのまちは自分たちがつくる」という共通理念の下、誰もが住みたい、暮らしたいと思えるようなまちづくりに向けて、市民と行政がより良いパートナーとしてお互いの知恵と力を出し合いながら「市民協働」のまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、豊富な情報を持つ行政が、多様な広報手段を活用し、市民に分かりやすく積極的に情報を公開・提供します。同時に、市民の意見や行政へのニーズを把握し、市政に反映させるため、様々な広聴活動を充実させていきます。

また、福祉、生涯学習、まちづくりなど、様々な分野で活動するボランティア、NPO、地域の自治組織などと、それぞれの特性を活かしながら、相互の信頼関係の下に情報と目的の共有化を図り、役割と責任を担い合い、連携し、施策の策定段階から実施、評価に至るまで、様々な取り組みに市民が参画する協働のまちづくりを進めます。

男女共同参画の理念は、協働のまちづくりの基本であることから、男性と女性があらゆる分野で対等なパートナーとして、共に参画し、責任を担い合う社会の形成に努めます。

本市は、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、多様化する市民の行政へのニーズや少子高齢社会に対応するため、時代の先を見越して合併を選択しました。

合併で行財政規模は大きくなったものの厳しい財政状況が続く本市において、合併によるメリットを最大限に発揮し、簡素で効率的な組織を構築するため、行政評価システムを活用した施策評価、事務事業評価により、限られた財源を効果的・効率的に配分し、財政健全化を推進するとともに、多様化する市民の行政へのニーズに対し、「補完性の原理<sup>※1</sup>」を踏まえつつ、必要な行政サービスを適正に提供できる体制を整えます。

---

※1 地域の課題解決は住民自らがいき、それが出来ない場合は、住民に最も身近な市町村が担い、さらに市町村で出来ないことがあれば、県や国が補完していくという考え方。